

北海道税理士会へ税理士登録申請書を提出される方へ

登録申請にあたって（必ずお読みください）

【 申請書類の入手について 】

登録申請書は、日本税理士会連合会のホームページからダウンロードする方法と、北海道税理士会へ郵送により取り寄せる方法があります。

【 申請書類の締切日について 】

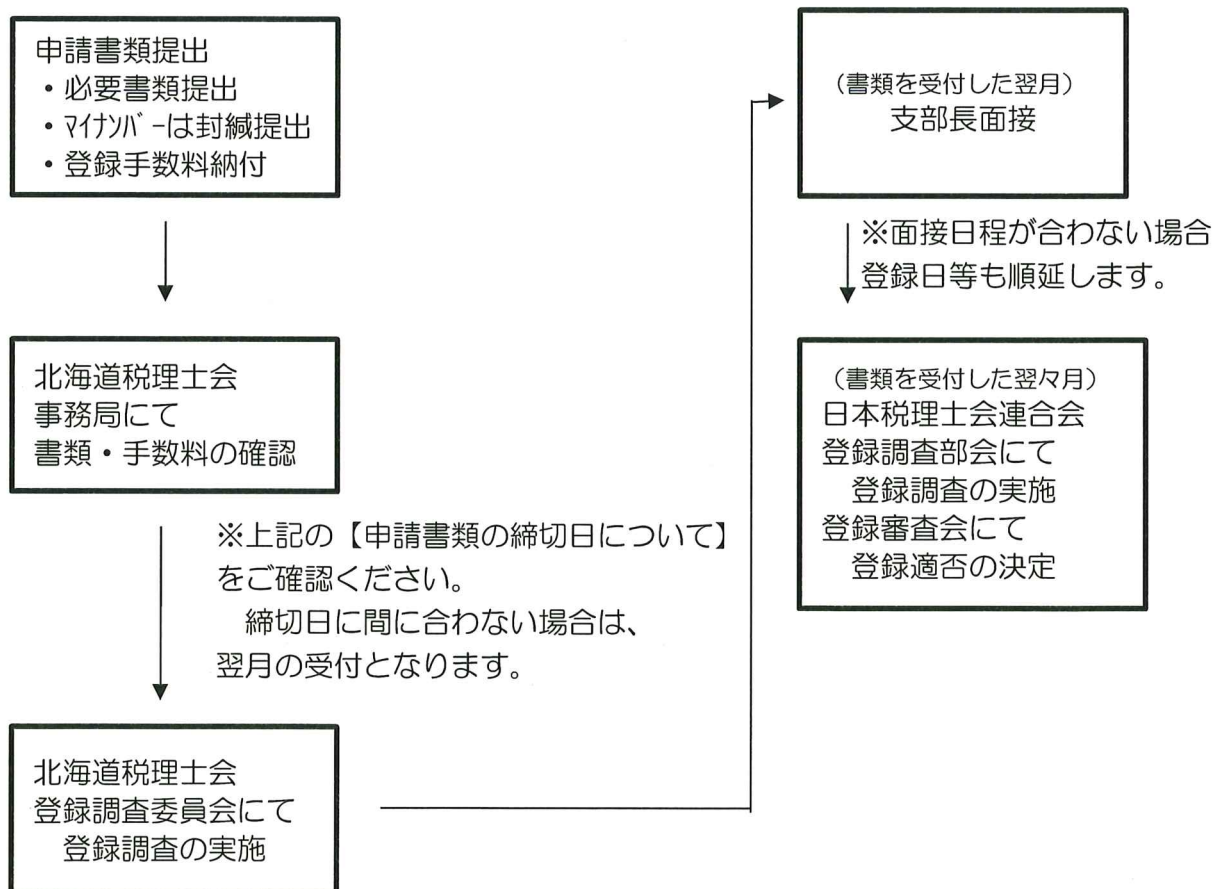
締切日は毎月20日です。

（注）20日が土曜日、日曜日、祝日その他北海道税理士会館の休館日に当たる場合は、前営業日を締切日とします

（注）郵送による提出の場合は、20日必着です。

（注）提出書類に不足があり20日までに提出できない場合、または登録手数料が20日までに納付されていない場合は、翌月分の受付となります。なお、個人番号関係書類については、北海道税理士会へご提出いただいた後、日本税理士会連合会において確認を行います。提出書類に不備があった場合は、追加提出をお願いすることがあります。追加書類の提出期限によっては、登録申請書類の受理日が翌月となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【 申請から登録までのスケジュールについて 】



（注）上記のスケジュールは登録認可になるまでの、おおよその目安としてください。

【 書類作成にあたって 】

- 登録手数料50,000円（社員税理士として申請される方は51,200円）は下記口座にお振込みいただくか、申請書を持参される場合は、本会窓口にて現金で納付してください。

登録免許税60,000円は、納付書（全国の税務署で入手可能です）により、国税収納機関（銀行・郵便局）を通じて品川税務署宛てに納付してください。または、マイナポータルからオンラインで納付することも可能です。（詳細は日税連HPご参照）

<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/doc/>

- 申請書類は全てA4サイズ・片面印刷（両面印刷不可）でご提出ください。
サイズが異なる書類（源泉徴収票や賃貸借契約書等）については、A4の白紙に貼付して提出するか、拡大・縮小コピー等によりサイズを統一のうえ、ご提出ください。
- 申請書類の中にホチキス留めされている書類がある場合は、ホチキスを外してください。また、付箋を貼ったりクリップで留めたりせず、1枚のクリアファイルに入れてご提出ください。
- 申請書類の各欄は、黒色の万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、明瞭かつ正確に記入してください。訂正する場合は、修正液等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- 日本税理士会連合会のホームページから申請書類をダウンロードしてご用意された方には、はがき（日税連指定のもの）の提出は不要です。はがきは本会でご用意致します。
- 申請書類の説明並びに記載例等については、日本税理士会連合会が発行する「税理士登録の手引」をご参照ください。

なお、「税理士登録の手引」は、日本税理士会連合会のホームページからダウンロードできます。

日本税理士会連合会ホームページ

「税理士を目指す」>「税理士の登録」>「登録の流れ・手数料」

<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/howto/>

【 お問い合わせはこちらまで 】

北海道税理士会 新規登録担当

〒064-8639 札幌市中央区北3条西20丁目2-28

北海道税理士会館3階

TEL 011-621-7101 FAX 011-642-0476

受付時間 平日午前9時00分～11時30分

午後1時00分～4時30分

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始およびその他北海道税理士会館の休館日は、窓口受付および電話応対等を行っておりません。

【 登録手数料納付先 】

北洋銀行 北五条通支店 （普通） 0085375 北海道税理士会

北海道税理士会に登録申請書を提出される方は、「税理士登録の手引き」に記載されている必要書類のほか、該当する場合は次の書類をご提出ください。

◎**税理士登録申請書類チェック票（全員ご提出ください）**

◎**職務概要説明書 補足説明書（チェック票【17-1】該当）**

一般企業で実務経験により実務経験証明を受ける場合は、補足説明書において職務内容を具体的にご説明ください。あわせて、勤務先の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、勤務当時の組織図およびパンフレットを添えてご提出ください。

◎**勤務状況説明書**

税理士事務所（税理士法人）で証明された実務経験期間中に、次のいずれかに該当する場合は、記載例を参考に作成の上、ご提出ください。

- ・別の会社から給与の支給を受けている場合
- ・別の会社の取締役等に就任している場合
- ・大学院通学期間と重複している場合

◎**建物全部事項証明書の所在と住居表示の違いについて（チェック票【20-1】該当）**

登記事項証明書の表題部に記載された所在と、住民票上の住所（住居表示）の表記が異なる場合にご提出ください。

◎**税理士法人設立誓約書**

税理士登録と同時に新たな税理士法人を設立する方、または税理士法人の従たる事務所（支店）を設置する方は、ご提出ください。所在地は、登記予定の住所と番地まで一致するように記載してください。また、社員の入社および従たる事務所の設置に関する内容を追記した、税理士法人の定款案・総社員の同意書案をあわせて提出してください。

◎**事務所所在地と住所地が遠隔である場合の届出書（チェック票【33】該当）**

事務所所在地と住民票上の住所との間の通勤時間が1時間30分以上となる場合は、ご提出ください。また、住民票を異動せずに事務所付近に居所を設ける場合もご提出ください。その場合は、居所となる場所の賃貸契約書の写しを添付してください。

税理士登録申請書類チェック票

このチェック票は申請書類と一緒にご提出ください。書類提出時は、下記の順番に書類を揃えてご提出ください。

申請者氏名

日中連絡先（事務所又は携帯）

1. 全ての申請者が提出を要する書類等

	書 類 名 称	部数	申請者 ✓	事務局 ✓
【1】	税理士登録申請書 申請書（4-1、4-2）	5 通		
	個人番号確認書類 申請書（4-4） 必要事項の記入、マイナンバーカードのコピー（両面）等を貼付し、封筒（縦型 長形 3号等）に入れ、封筒に氏名を記入のうえ封緘して提出する。	1 通		
【2】	登録免許税領収証書（6万円） 申請書（4-3）に貼付	1 通		
【3】	登録手数料（5万円）	納付		
【4】	顔写真（3.0 cm×2.4 cm 運転免許証サイズ）（裏面に氏名、撮影年月日を記載する）	3 葉		
【5】	（外国籍の者のみ）国籍の記載のある住民票の写し	1 通		
【6】	身分（身元）証明書（本籍地の市区町村で発行してもらう）	1 通		
【7】	資格を証する書類	1 通		
【8】	履歴書	1 通		
【9】	日本税理士会連合会会長宛の誓約書	1 通		
【10】	北海道税理士会会長宛の誓約書	1 通		
【11】	直近 2 年分の確定申告書（第 1 表・第 2 表～収支内訳書又は青色決算書）もしくは、 （確定申告をしていない場合）住民税の（非）課税（所得）証明書（所得の種類が確認できるもの）	1 式		
【12】	はがき（日本税理士会連合会指定のもの）（インターネットで書類をダウンロードした方は提出不要）	1 枚		

2. 実務経験期間の充足を確認する書類等（対象者：試験合格者、試験免除者）

【13】	在職証明書（第 2 号様式）または職歴証明書（官公署発行のもの）	必要数		
【14】	在職証明書に係る印鑑登録証明書（税務官公署発行の職歴証明書提出の場合は不要）	必要数		
【15】	在職証明書により証明した実務経験期間の年分の確定申告書のコピー又は源泉徴収票 ※上記【11】と重複する年分は省略可 ※税務官公署発行の職歴証明書提出の場合は不要 当年分を含めて実務経験を証明する場合は、源泉徴収簿のコピー。 ※余白部に証明者より「原本に相違ない」旨の記入、署名、捺印のうえで提出	必要 年数分		
場合により提出する書類				
【16】	税理士事務所（税理士法人）と会計法人の関係について（会計法人の謄本、株主名簿も提出）	1 通		
【17】	職務概要説明書（一般企業で実務経験を証明している場合必要）	必要数		
【17-1】	職務概要説明書 補足説明（会社の謄本、勤務当時の組織図、会社のパンフレットも提出）	必要数		
【18】	勤務時間の積上げ計算書（タイムカード等出勤日数・時間が確認できる書類も提出）	必要数		
【19】	大学院通学状況説明書（シラバス、成績証明書も提出）	必要数		

3. 事務所の設置を確認する書類

（対象者：開業税理士、新たに税理士法人を設立又は従たる事務所を設置する社員税理士）

【20】	税理士（法人）事務所の設置に関する書類	1 式		
【20-1】	建物全部事項証明書の所在と住居表示の違いについて （登記事項証明書の表題部の所在と住民票の住所（住居表示）が記載が違う場合は提出）	1 通		

4. その他必要に応じて提出する書類

【21】	会社の履歴事項全部証明書	必要数		
【22】	無職期間の事情説明書（原則申請日前 5 年以内 6 月以上）	1 通		
【23】	退職理由説明書	1 通		
【24】	業務執行に関する誓約書	必要数		
【25】	退職同意書	必要数		
【26】	旧姓使用承認申請書	1 通		
【27】	税理士法人の社員資格証明申請書と手数料 1, 200 円	1 通		
【28】	社員税理士・所属税理士同意書	1 通		
【29】	税理士法人の定款（案）の写し	1 通		
【30】	登録抹消した理由及び再登録する理由書（再登録申請者のみ）	1 通		
【31】	早期退職の理由書（税務署を定年前に退職された方のみ）	1 通		
【32】	事務所所在地と住所地が遠隔である場合の届出（目安：事務所から住所地まで 1 時間 30 分。 また住所地とは別に居所を設け、居所の賃貸借契約書等のコピーも提出すること）	1 通		

【全体を通して】

- ☐ すべての書類について、A4 サイズで統一されており、片面印刷、ホチキスやフセンを外した状態である。
- ☐ 税理士登録申請書の職歴には、所在地を記載した（官公署除く）。
- ☐ 職歴は無職期間も含め日付が連続するように「月」及び「日」を記入した。
- ☐ 公文書は申請前 3 か月以内に発行されているものである。
- ☐ 登記簿謄本は現在事項証明書ではなく、履歴事項全部証明書で発行されているものである。

職務概要説明書 補足説明

北海道税理士会会長 様

住 所 _____
氏 名 _____

職務概要説明書に記載された内容について、以下のとおり補足説明します。

◆ 勤務時間について
時 分～ 時 分(1日あたり 時間勤務、1週間あたり 時間勤務)

◆ 業務内容について

日々の職務内容	
月末の職務内容	
期末の職務内容	

◆ 会計業務とその他の業務の従事割合 = :

上記について相違ありません。

勤務先
所 在 地 _____
商号・名称 _____
代 表 者 _____ 印

令和 年 月 日

北海道税理士会会長 殿

勤務状況説明書

税理士登録申請者 _____ は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで、 _____
しておりますが、 _____
_____ で証明した実務経験期間への影響はありません。

上記記載内容に間違いありません。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名
(署名又は記名登録印)

(記載例)

令和 年 月 日

北海道税理士会会長 殿

勤務状況説明書

税理士登録申請者 は令和 年 月 日から令和 年 月 日まで、

- ・株式会社〇〇の取締役就任
- ・株式会社〇〇にて給与が発生
- ・大学院に在学

しておりますが、

- ・同社の業務は〇〇税理士事務所の勤務時間外に行っており、
- ・同社の業務は〇〇税理士事務所に併設された保険の募集業務であり月△時間程度の業務であり、
- ・通信授業の受講は〇〇税理士事務所の勤務時間外に行っており、

〇〇税理士事務所で証明した実務経験期間への影響はありません。

上記記載内容に間違いありません。

所在地

商号又は名称 〇〇税理士事務所

代表者氏名

(署名又は記名登録印)

令和 年 月 日

建物全部事項証明書の所在と住居表示の違いについて

北海道税理士会会長 様

住 所

氏 名

税理士事務所の設置予定所在地につきましては、自己所有物件に設置することとしておりますが、建物全部事項証明書の所在と住居表示の地番の部分に下記のとおり違いがございましたので、管轄する自治体に、同一地であることの証明を依頼しましたところ、発行できないとの回答でした。

従いまして、今般申請いたします税理士事務所の所在地につきましては、公的証明を添付することができませんが、同一地であることに間違いはございません。

以上のとおりでございますので、登録審査におかれましては何とぞよろしくお願い取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

事務所所在地

住 居 表 示 _____

建物全部事項

証 明 書 所 在 _____

税理士法人設立誓約書

令和 年 月 日

北海道税理士会会長 様

税理士法人の所在地 _____

税理士法人の名称 _____

代表者 氏名 _____

この度、税理士登録申請者である _____ が _____
の社員税理士として税理士登録申請をいたしますが、 _____ が税理士登録認可
になった際には、下記の税理士法人を速やかに法務局に申請し設置することを誓います。
併せて、税理士法人の定款案も提出いたします。

記

税理士法人（支店）の所在地

税理士法人（支店）の名称

以上

【記載例】

税理士法人設立誓約書

令和 年 月 日

北海道税理士会会長 殿

税理士法人の所在地

本 店 の 所 在 地

税理士法人の名称

本 店 の 名 称

代 表 者 氏 名

法人の代表者の氏名

この度、税理士登録申請者である（ 税理士登録申請者の氏名 ）が
（ 税理士法人〇〇 △△事務所 注：税理士法人支店名 ）の社員税理士として税理士
登録申請をいたしますが、（ 税理士登録申請者氏名 ）が税理士登録認可になった際に
は、下記の税理士法人を速やかに法務局に申請し設置することを誓います。
併せて、税理士法人の定款案も提出いたします。

↑ 定款案または総社員の同意書案を添付してください。

記

税理士法人（支店）の所在地

税理士法人（支店）の名称

以上

令和 年 月 日

事務所所在地と住所地在遠隔である場合の届出

北海道税理士会会長 様

氏 名

1. 事務所所在地と住所地在遠隔でなければならない理由

--

2. 事務所の運営や管理の方法について記載してください（従業員がいる場合、その管理監督方法も記載してください）。

--

3. 住所地在税理士業務の実施についての確認

住所地在税理士業務		実施する	・	実施しない
実施する 場合	従業員の有無	有 ・ 無		
	従業員の管理監督の方法			

4. 事務所への通勤手段、所要時間、通勤頻度について

通勤手段	
所要時間	
通勤頻度	1 週あたり _____ 日程度

5. 住所地在（事務所の近隣地に）移転する予定がある場合ご記入ください。

予定住所地在	移転予定日
	年 月 日頃

6. 住所地に居住していない、または居住地在移す予定がある場合ご記入ください。

居 住 地（予定を含む）

< 税理士会使用欄（理由の補足等があれば記入） >

--

◎税理士登録申請書2-2職歴欄及び履歴書についての記載例
税務官公署退職者の方はご参考の上、作成してください。

税務官公署退職者の記載例

退職前5年間の職歴を詳細に記入し（税理士法施行規則第8条三）、それ以前の職歴については、勤務先、職務内容をまとめて記入して下さい。記入に当たって、職歴に空白期間が生じないようにすること及び日付が重ならないように留意願います。

なお、税理士登録申請書（3-2）及び履歴書の職歴欄は、一致するようにご記入下さい。

【参考】札幌国税局が発行する職歴証明書

(ふりがな) 氏名	ほっかい たろう 北 海 太 郎	生年 月日	昭和35年 ○ 月 ○ 日	性 別	男
住所	札幌市中央区北3条西20丁目2番28号				
年 月 日	事 項				
昭和 54. 4. 1	雇 札幌国税局 総務部 総務課				
54. 4. 1	雇 東京国税局 総務部 総務課				
55. 3. 20	大蔵事務官 東京国税局 総務部 総務課				
平成 30. 7. 10	札幌中税務署 特別国税調査官（法人調査（法人税等）担当）				
令和 3. 7. 9	退職（注3）				
3. 7. 10	財務事務官（注4）札幌西税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官（再任用）				
4. 7. 10	札幌西税務署 法人課税第2部門 上席国税調査官（再任用）				
5. 7. 9	再任用の任期满了により退職（注3）				
	以 下 余 白				

【記載例】税理士登録申請書（3-2）職歴欄

期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位
昭和54年4月 1日 平成30年7月 9日	札幌国税局、東京国税局 及び 管内税務署勤務（注1）	主として法人税事務に従事
平成30年7月10日 令和 3年7月 9日（注2）	札幌中税務署	特別国税調査官 （法人調査（法人税等）担当）
令和 3年7月 9日	退職（注3）	
令和 3年7月10日 令和 4年7月 9日	札幌西税務署（注4）	法人課税第1部門 上席国税調査官（再任用）
令和 4年7月10日 令和 5年7月 9日	札幌西税務署	法人課税第2部門 上席国税調査官（再任用）
令和 5年7月 9日	任期满了（注3）	

(注1) 職歴については、過去5年間を詳細に記載し、それ以前の職歴については、記載例にならってまとめて記入してください。

(注2) 日付は連続するように記入してください。

(注3) 退職の記載例について、下記を参考に記載してください。

翌日から再任用の任期が始まる場合は、「退職」等何も記載せず次の行へ進んでください。

● 開業税理士として登録する場合

「期間」については退職日の翌日(例 7月10日)を始期とし「勤務先、その所在地」欄には「現在まで無職」と記載してください。

期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位
令和 5年7月10日から 現在	現在まで無職	

● 所属・社員税理士として登録する場合で、申請書提出日時点でまだ勤務していない場合

期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位
令和 5年7月10日から 現在	現在まで無職	

● 所属・社員税理士として登録する場合で、申請書提出日時点で既に勤務している場合
必ず勤務先所在地と、勤務先における地位として、「税理士業務補助」と記載してください。

期 間	勤務先、その所在地	勤務先における地位
令和 5年7月10日から 令和 5年7月31日まで	就職待機につき無職	
令和 5年8月 1日から 現在	北海道税理士法人 札幌市中央区北3条西20丁目	税理士業務補助

● 退職日から再任用日まで日にちが空く場合

「期間(いつからいつまで)」も明記し、「再任用まで無職」と記載してください。

● 辞職した場合

「辞職を承認され現在まで無職」「辞職を承認され無職、就職待機中」等と記載してください。

(注4)「財務事務官」の記載は不要です。